

試験及び成績評価に関する細則

(目的)

第1条 名古屋美容専門学校学則第16条の規定に基づき、試験及び成績評価に関する必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験、再試験及び特別再試験の4種とする。

2 試験は、筆記、実技、レポート、作品等とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、原則として学期末に実施する。

2 試験時間割その他必要な事項は、試験実施の1週間前までに公示する。

(試験の評価)

第4条 前条の試験の評価は、次の各号による。

(1) 全科目とも100点を満点とする。

(2) 60点以上を合格とする。

(追試験)

第5条 第3条に規定する定期試験を公欠、忌引その他やむを得ない理由により受験することができなかった者に対して追試験を行う。

2 追試験の受験を希望する者は、未受験の理由を証明する書類を添付の上、所定の追試験申込書を提出するものとする。

(再試験)

第6条 再試験は、当該科目の成績評価が不合格の者に対して行う。

2 再試験は、原則すべての科目で実施するものとする。

3 再試験の受験を希望する者は、所定の再試験申込書に再試験料を添えて提出するものとする。

(特別再試験)

第7条 定期試験及び追・再試験を何らかの理由により受けられなかつた者、及び不可だつた者に対して校長判断のもと特別再試験を行う場合がある。

(受験資格)

第8条 次の各号の一に該当する者には、試験の受験を認めないものとする。

(1) 授業料等納付金を納入していない者

(2) 学生証明書を所持していない者

(3) 遅刻した者

(4) 追試験又は再試験において、所定の受験票を所持していない者

(5) 当該科目の出席が基準に満たない者

(不正行為者に対する処置)

第9条 試験において不正行為を行った者は、停学もしくは謹慎処分に付し、不正があった当該科目を0点とする。

2 不正行為者に対する処置の細目については別に定める。

(成績評価)

第10条 履修科目の成績は、「学習成果評価」により、各科目担当者が評定する。

2 「学習成果評価」は、定期試験の得点をはじめ、授業で行われる小テスト、提出物等により評価する。

3 点数の1点未満は、全て切り捨てとする。

4 成績評価基準は、シラバスに記載する。

(成績区分)

第11条 成績の評価（表記方法及び記号）は次のとおりとする。可以上を合格とし、当該授業科目の単位を与える。

| 記号 | 評価 | 総合評価点 |
|----|----|---------|
| S | 秀 | 100～90点 |
| A | 優 | 89～80点 |
| B | 良 | 79～70点 |
| C | 可 | 69～60点 |
| D | 不 | 59点以下 |

(追試験の成績評価)

第12条 追試験の評価点は、定期試験の評価点と同様に扱い、学習成果評価する。

(再試験及び特別再試験の成績評価)

第13条 再試験の評価点は、学習成果評価を行い、評価は可（C）または不合格（D）とする。

ただし、合格となる成績評価点は60点以上とする。

(成績異議申立)

第14条 成績評価について疑問及び不服がある場合には、成績異議申立てをすることができる。

ただし、成績異議申立ては成績評価に関する疑問及び不服に答えるもので、成績評価をめぐる交渉の場を提供するものではないものとする。

2 前項の手続きに関する細目は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。